

平成26年度 主な事業のご紹介

豊かな暮らしのまちづくり

有害鳥獣対策事業（経済環境課）

○新規狩猟免許取得等補助金

有害鳥獣による農業被害が拡大し、銃免許所持者の高齢化が進む中、新たなハンターを育成し、町内における有害鳥獣の捕獲体制の整備を構築することが求められています。そのため、壮瞥町では新規に銃免許を所持し、猟友会に加入して有害鳥獣捕獲活動を行う方を対象に、狩猟免許試験及び猟銃の所持許可等にかかる費用の一部を助成する制度です。また、わな免許を取得し有害鳥獣の捕獲活動を行う方にも狩猟免許試験等費用の一部を助成します。

【事業費 548千円（一般財源548千円）】

○電気柵購入補助金

エゾシカ等による農業被害を防止するため、農業者等が設置する鳥獣被害防止用電気柵の費用の一部を助成します。

【事業費 1,050千円（一般財源1,050千円）】



電気柵

特産品開発事業（商工観光課）

○特産品開発支援事業補助金

町内において、地域の資源等を活かした特産品開発及びその販売を促進し、地域の活性化を図ることを目的として補助金を支給します。町内に事業所を有する法人の方々等を対象に人材育成やデザインの開発・改良、流通及び販路開拓に要する経費を補助します。

補助金の額は、対象経費に1/2を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とし支給します。

【事業費 1,000千円（一般財源1,000千円）】

起業化支援事業（商工観光課）

○壮瞥町起業化促進補助金

町内において新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う方を支援し、起業化の促進による産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的とし、奨励金を支給します。町長が認定した起業化計画を実行する個人、団体及び中小企業者の方々を対象に建物等の建築・改修・購入費、機械・器具・事業専用車両等購入費、工事設計費に対し奨励金を支給します。新規の事業活動開始後3年を経過していない方に限り支給します。

奨励金の額は、対象経費に1/2を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とし支給します。

【事業費 2,000千円（一般財源2,000千円）】

商工業活性化事業（商工観光課）

○壮瞥町商工業活性化補助金（平成26年度は締切りました）

町内において商工業を営んでいる事業者の皆様の商工業の振興、景観向上、観光再生などの効果を創出し、魅力ある商工業の活性化を支援します。本町内で3年以上事業所において商工業を営んでいる事業者の方々等を対象に建物等の建築・改修・購入費、機械・器具・事業専用車両等購入費、工事設計費に対し補助金を支給します。

補助金の額は、対象経費に1/2を乗じて得た額以内とし、10万円から200万円の範囲内で支給します。

※以前採択を受けた事業所は対象経費の1/3以内、10万円から100万円の範囲内となります。

【事業費 6,000千円（一般財源6,000千円）】

健やかな暮らしのまちづくり

乳幼児等医療費助成事業（住民福祉課）

子育て世代を支援するために、平成25年8月から乳幼児等医療の助成対象を拡大し、中学生まで入院・通院に係る保険適用の医療費を全額助成します。

対象者／町内に住所を有する乳幼児、小学生、中学生（15歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども）

対象医療費／平成25年8月1日以降に診療を受けた保険適用の医療費

助成方法／「乳幼児等医療費受給者証」を役場で発行しており、この受給者証を医療機関の窓口で提示することによって、保険診療の自己負担額を助成します。

【事業費 8,439千円（道支出金1,490千円 地方債4,000千円 一般財源2,949千円）】

臨時福祉給付金給付事業（住民福祉課）

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、低所得者世帯への影響を緩和するために、国が臨時的に行う給付措置です。

対象者／平成26年度の個人住民税が非課税の方（課税者に扶養されている場合、または、生活保護受給者は対象外）

支給額／1人につき、10,000円（老齢年金、障害年金、児童扶養手当受給者等は、5,000円加算）

申請期間／平成26年9月30日まで

【事業費 16,711千円（国庫支出金16,711千円）】

子育て世帯臨時特例給付金給付事業（住民福祉課）

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、子育て世代への影響を緩和するために、国が臨時的に行う給付措置です。

対象者・支給額／児童手当を受けている子ども（中学3年生まで）1人につき10,000円

※臨時福祉給付金を受ける方、及び生活保護受給者は対象外

申請期間／平成26年9月30日まで

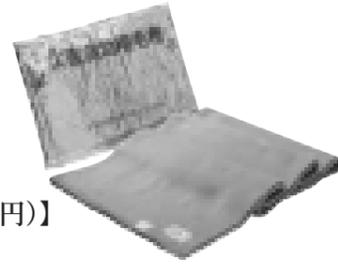
【事業費 3,424千円（国庫支出金3,424千円）】

防災備蓄品購入事業（総務課）

災害発生時に備え、非常食と避難所用の備品を壮瞥町備蓄計画に基づき計画的に整備します。今年度は、アルファ化米、飲料水、投光機、発電機、赤外線ヒーターや毛布などを整備します。

【事業費 10,494千円

（道支出金5,000千円 その他補助金1,221千円 一般財源4,273千円）】



コミュニティFM整備事業（総務課）

地域の特色を活かした番組や防災情報を放送するコミュニティFMは、東日本大震災や室蘭、登別市で発生した大規模停電時においても地域に必要な情報を発信し続けるなど、その有効性が改めて認識されました。

伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町でも有珠山噴火等の災害時の災害情報の提供手段として、また、平常時には地域の情報発信の手段として、コミュニティFMを整備します。

【事業費 30,000千円（地方債30,000千円）】



FMびゅー放送スタジオ

快適な暮らしのまちづくり

コミュニティタクシー運行事業（企画調整課）

車の運転免許を持っていない、バス停まで歩くのが困難など、交通弱者と呼ばれる方々の生活を支えるため、予約制の乗合タクシーを運行しています。

対象者／全町民（どなたでも利用できます）

運行便／通院便 伊達市及び洞爺湖町の医療機関限定で運行します。

町内便 町内限定で利用目的は問いません。

料金／通院便 片道500円 町内便 片道100円

※1ヶ月の支払料金が1名につき3,000円を超えると、同月中は無料となります。

【事業費 10,600千円（地方債10,600千円）】



通学定期運賃補助事業（企画調整課）

町内に居住する高校生、大学生、各種学生の通学費の一部を支援するため、利用する公共交通機関（バス、JR）の定期運賃のうち、1/2以内を補助しています。平成25年度までは年度中に購入した通学定期券のうち10ヶ月（上期、下期各5ヶ月）を補助対象月数の上限としていましたが、平成26年度からは年度中に購入した通学定期券の全額が補助対象になりました（補助対象月数を12ヶ月（通年）に拡大）。

※補助率は変わりません（補助対象額の1/2以内）。

【事業費 6,594千円（国鉄胆振線代替輸送確保基金5,075千円 一般財源1,519千円）】

道路橋梁維持事業（建設課）

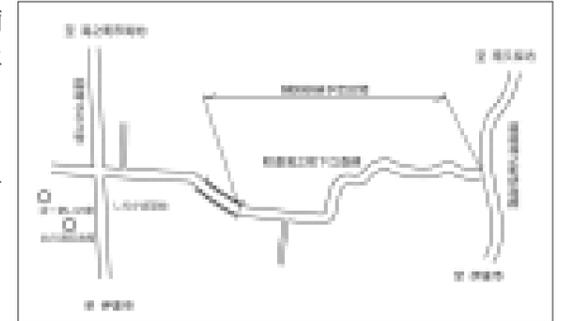
○町道舗装等改修工事

①町道滝之町下立香線舗装修繕工事

道道滝之町伊達線から下立香橋の区間において、舗装沈下及び舗装のひび割れ等が多く見られるため、平成25年度から順次舗装改修計画に基づき行うこととしました。

平成26年度は、延長280m程度の舗装改修を実施する予定です。また、平成28年度までに計画的に改修し終了する予定です。

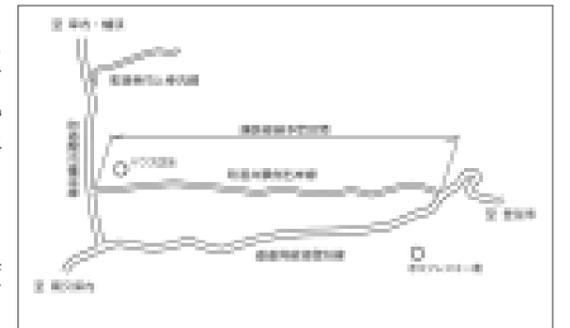
【事業費 3,000千円（一般財源3,000千円）】



②町道弁景川右岸線舗装修繕工事

町道関内幡溪線交点から道道洞爺湖登別線交点の区間において、舗装沈下及び舗装のひび割れ等が多く見られています。この町道は、道道洞爺湖登別線の迂回路として活用されることもあり、路面性状の悪い箇所から優先的に平成26年度から、順次舗装改修計画に基づき行うこととしました。平成26年度は、延長150m程度の舗装改修を実施する予定です。

【事業費 2,000千円（一般財源2,000千円）】



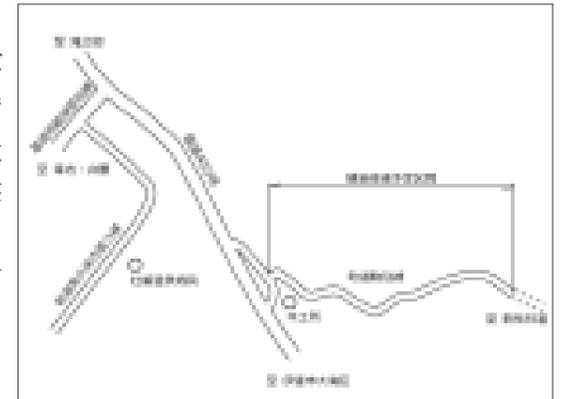
③町道駒別線舗装修繕工事

町道駒別線は、冬期の凍害等により舗装の沈下及び隆起が多く見られ、通行に支障をきたしている状況です。現在まで、部分的な対応としていましたが路面性状の悪い箇所から優先的に平成26年度から順次舗装改修を行うこととしました。

平成26年度は、延長100m程度の舗装改修を実施する予定です。

【事業費 1,000千円（一般財源1,000千円）】

町道舗装修繕は、路面状況に合わせ優先度を検討して計画的に実施したい考えです。また、予算の範囲内にて、弾力的に活用し通行の安全確保に努めていきます。



○町道改修工事

①町道阿波国共同墓地線改良舗装工事

国道453号に設置されていた跨線橋が撤去され、国道から町道に進入しやすくなったことから、町道の安全管理を含め改修することとしました。既設町道と国道の間は、北海道所管の財産であることから、協議終了後に実施する予定です。

【事業費 2,900千円（一般財源2,900千円）】



○町道側溝等改修工事

①町道不動線側溝改修工事

壮瞥川沿いの町道不動線には、舗装端部に側溝が布設されていますが、老朽化により雨水等を呑み込むことができなく、路面に雨水が溜まり通行に支障を来している状況です。今後、国道交差点から順次計画的に側溝改修を行うこととしました。

平成26年度は、予算の範囲内にて側溝改修を実施する予定です。

【事業費 6,000千円（一般財源6,000千円）】



道路新設改良事業（建設課）

①町道菅原線道路改良事業

平成26年度から、道道洞爺公園洞爺線交点から町道仲洞爺公営住宅線交点までの区間を国の交付金事業が採択されたことから、3カ年事業にて改良舗装することとなりました。既設町道は、幅員が狭く大型車との対面交通に支障を来しており、歩道も設置されていないことから歩行者の安全確保も困難となっていることから事業を実施するものです。

平成26年度は、調査設計及び用地確定の業務を実施する予定です、平成27年度から2カ年にて工事を行う予定です。

【事業費12,000千円

（国庫支出金7,150千円 地方債3,800千円 一般財源1,050千円）】



②町道橋梁補修事業

壮瞥町内の町道にかかる橋梁は29橋あり、平成24年度に橋梁長寿命化計画を策定し、老朽化した橋梁を点検して計画的に補修する計画を作りました。

平成26年度から、国の交付金事業にて計画に基づき順次橋梁補修を行うこととなりました。平成26年度は、2橋の詳細設計を行い、そのうちの1橋について補修工事を実施する予定です。今後、毎年計画に基づき詳細設計及び補修工事を実施していく予定です。

【事業費 6,200千円（国庫支出金3,965千円 地方債2,100千円 一般財源135千円）】

借上住宅維持管理事業（建設課）

平成26年度から実施する借上住宅維持管理事業は、建設から30年以上経過し老朽化した町有住宅を民間に住宅を建設していただき、町が町有住宅の代替として一括借り上げて活用するものです。町有住宅は、公営住宅事業のように有利な財源を措置できないことから、民間の創意工夫により経済性、また、事業者が商工会であることから、地域経済の活性化も図ることが望めることから実施することになりました。事業概要は、既存町有地（旧暁団地跡地）に商工会が事業者となり、2カ年事業で2タイプの住宅を7棟20戸建設します。平成26年度は3棟10戸、平成27年度は4棟10戸を建設する予定です。

①借上住宅インフラ整備工事

住宅建設町有地の敷地造成や通路整備、水道・下水道整備等、住宅建設以外について整備するものです。住宅建設は2カ年事業となりますが、インフラ整備工事は平成26年度秋に完了する予定です。

【事業費 25,000千円（一般財源25,000千円）】



子育て住宅整備事業（建設課）

平成26年度から実施する子育て住宅整備事業は、全国的に人口減少が進む中、本町の定住人口の減少を極力抑制し、地域の活力を維持しながら将来にわたりまちを存続させていくための一つの施策として実施するものです。

既存町有地（滝之町地区）に1棟2戸タイプの住宅を2カ年事業にて7棟14戸を建設する予定です。平成26年度は、昨年度策定した基本計画を基に住宅の実設計、3棟6戸の住宅建設と通路等の外構整備、平成27年度は、4棟8戸の住宅建設と通路等の外構整備を予定しています。



①子育て住宅整備工事

整備事業は、3棟6戸の住宅建設に100,000千円を予定しており、通路や上下水道整備に15,000千円を予定し、平成27年3月末完成予定です。平成27年度も、継続して実施する計画です。

【事業費 115,000千円（国庫支出金7,500千円 地方債80,600千円 一般財源26,900千円）】

幸内地区光ケーブル移転事業（企画調整課）

幸内地区地すべりによって町道関内幡溪線にゆがみが発生し、町道に沿って敷設している光ケーブル（地デジ放送、ブロードバンド用）の移転が必要となりました。この光ケーブルをより安全なルート（町道幸内上幸内線）に迂回させるための移転工事です。敷設ルートは図の通りになります。

【事業費 11,880千円

（地方債11,800千円 一般財源80千円）】



公共施設（指定管理者施設）管理事業（総務課）

以下の2事業は、建設されてから20年以上経過し、老朽化に伴う雨もり等を改善するため、屋根・外壁及び内部の改修工事を行うものです。

○久保内ふれあいセンター改修工事

【事業費 7,400千円（地方債1,000千円 一般財源6,400千円）】



○久保内農村環境改善センター改修工事

工事を進めるにあたり、数日間休館することになりますので、休館時期が決まりましたら、広報にてお知らせします。

【事業費 48,000千円（地方債30,000千円 一般財源18,000千円）】



地熱資源開発調査事業（経済環境課）

壮瞥町内には、滝之町・壮瞥温泉・仲洞爺・弁景・蟠溪の各地区で、温泉の利用が図られています。地区によって、事業者や個人の入浴用、農業ハウスの暖房用、学校・病院施設の暖房等、泉温・泉質に応じて様々な利用がされています。しかしながら、地区によっては豊富な温泉資源を活かしきれずに、自噴する温泉水の大部分をそのまま捨てている状況です。このような無駄を省き温泉熱の有効利用を推進するため、蟠溪地区を中心に地熱エネルギーの賦存量を調査し、再生可能エネルギーとしての利用等により、産業の活性化に資することを目的とする事業を実施することとしました。

事業の推進は経済産業省の間接補助による補助金を活用して行います。

【事業費 42,044千円（その他補助金41,796千円 一般財源248千円）】

地域を支えるひとづくり

壮瞥高校アンテナショップ等整備事業（生涯学習課）

壮瞥高校では、地域の産業を担う人材を育成し、壮瞥町の教育と地域振興に資する町立高校として、平成26年度に「園芸科」から「地域農業科」へ学科転換しました。

地域農業科のカリキュラムの一つとして、農産物の生産・加工・流通に関する学習を体系的に行うため、野菜、果樹、草花などの生産実習から加工実習、販売実習にも取り組むこととしています。

アンテナショップは、販売実習を行う施設として新設するもので、併せて老朽化した仮設トイレの更新と、農産加工実習室の床をより安全衛生的に利用できるよう改修します。

【事業費 4,088千円（一般財源4,088千円）】



中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業（生涯学習課）

フィンランド国ケミヤルヴィ市と平成5年に調印した友好都市宣言に基づき、平成7年から壮瞥町の中学2年生を派遣しており、今年で20回目を迎えます。

本事業は21世紀を担う子ども達の見聞を広げ、国際的な視野と感覚を養い、国際化の時代に対応できる人材を育てることを目的に実施しています。ケミヤルヴィ市でのホームステイを通してフィンランド国の生活を体験し、壮瞥町の親善大使として交流を深めるほか、ヘルシンキ市やロヴァニエミ市での視察研修を行います。

【事業費 14,236千円（国際交流基金14,236千円）】



持家・民間賃貸住宅補助事業（企画調整課）

本町への移住・定住を促進するため、持ち家建設を促進するとともに、民間賃貸住宅（アパート等）の建設を支援します。

○持ち家住宅取得奨励事業

対象者／徴税滞納がなく、5年以上居住することを確約する方

助成内容／取得費の1/10以内

- (1) 新築・立替 上限70万円（町内業者施工は30万円の商品券を追加）
- (2) 中古購入 上限50万円



○民間賃貸住宅建設助成事業

対象者／徴税滞納がない住宅建設者

助成内容／取得費の1/10以内、1戸あたり上限70万円（町内業者施工は30万円追加交付）

【事業費 10,000千円（地方債10,000千円）】

住宅リフォーム助成事業（商工観光課）

○住宅等リフォーム支援事業補助金

町内に住所がある方でご自身で住宅を所有の住宅のリフォーム工事をされる方への助成事業です。町内に住所を有し、所有かつ自ら居住されている方でリフォーム工事後3年以上居住される方を対象にリフォーム工事費用を助成します。

助成額／工事費用30万円以上40万円未満の方は6万円

工事費用40万円以上50万円未満の方は8万円

工事費用50万円以上の方は一律10万円

実施主体（申込・お問い合わせ先）／壮瞥町商工会（☎66-2151）

【事業費 2,100千円（一般財源2,100千円）】

移住定住情報発信事業（企画調整課）

本町に住むことの魅力をパンフレットや看板などで町外にアピールすることで、移住・定住を促進します。また、来場者の多い道の駅に移住・定住コーナーを設けます。

その他、婚活イベントを運営する団体に補助します。

【事業費 2,323千円（その他補助金500千円 地方債600千円 一般財源1,223千円）】

その他

国が実施する道路整備事業（建設課）

○国道453号蟠溪国道整備事業

平成26年度事業は、主に大滝区北湯沢から蟠溪市街地までの区間にて工事が進められ、開通は、平成27年度中に完成予定と示されています。また、蟠溪市街地については、平成26年度に道路線形を地元で説明され、その後用地確定等が進められる予定です。蟠溪市街地から上久保内の区間は、平成26年度も調査設計が実施される模様です。

まずは早期に北湯沢・蟠溪市街地区間の完成を実現して頂き、継続的に残りの区間についても実施されるよう要望していきます。

北海道が実施する道路整備事業（建設課）

○道道洞爺湖登別線道路整備事業（サンパレス工区）

現在まで、道路詳細設計及び用地確定業務が終了し、それらに基づき、用地交渉及び物件補償の交渉が実施されております。平成26年度も継続して、用地及び物件補償の交渉が行われる予定で、平成27年度も同様に実施する模様です。工事については、予算の動向にもよりますが用地交渉等の目処がついた後に着工するとの情報です。

○道道洞爺湖登別線道路整備事業（東湖畔と滝之町を結ぶ区間）

現在まで、ほぼ設計及び用地確定業務が終了し、平成25年度に引き続き平成26年度も用地交渉が実施されるようです。工事については、用地交渉等の目処がついた後、実施するとのこと。

○道道滝之町伊達線道路整備事業（壮瞥町立香と伊達市志門気を結ぶ区間）

現在まで、道路詳細設計及び用地確定業務等が実施されており、平成26年度も引き続き、用地交渉等が実施されるようです。また、用地交渉が終了した箇所にて工事を実施する模様です。

幸内・上久保内地すべり対応について（建設課）

○幸内地区

幸内1、幸内2の2カ所にて地すべりの事象が発生しております。幸内1地区では、昭和60年代から農地保全のため対策工が実施されてきましたが、範囲が拡大しており、継続して調査及び対策工が検討されているところであります。平成26年度は、継続観測業務と長流川の対策工が北海道にて実施される予定であり、壮瞥町では、簡易水道施設周辺の継続観測業務を実施いたします。

幸内2地区は、平成25年1月に地すべりの事象が観測されて以来、平成25年5月から町道の一部通行止めを実施しております。平成26年度は、昨年の調査結果から交通解放の検討を行い、全面開放とはなりません。幸内と蟠溪の両地区を結ぶ区間を一部交通解放する予定です。

幸内1・2地区とも、平成26年2月から地すべりの活動が減少していますが、今後の大雨等により、活動が活発化する可能性もあり、観測業務を強化し活動状況を把握し安全確保に努める考えであります。また、抜本的対策についても関係機関と連携を図り、事業を推進していくよう検討して参ります。

○上久保内地区

上久保内1、上久保内2の2カ所にて地すべりの事象が発生しております。上久保内1地区では、平成20年頃から国道453号の変位が、平成22年には北側農地にて地すべりが確認され、国と北海道にて実施された地すべり対策工が平成25年度にほぼ完了し、現在は観測業務を実施している状況です。

上久保内2地区は、新規国道ルート上変位と農地の隆起が発生し、調査の結果、地すべりによるものと確認されております。現在は、観測業務を実施しており、抜本的対策を検討すべく関係機関と協議等を実施している状況です。

上久保内1・2地区とも、幸内地区と同様に地すべりの活動が減少している状況ですが幸内地区と同様に状況把握し、安全確保に努める考えです。

幸内地区・上久保内地区の地すべりは、長流川を挟んで向かい合っており、現在までの調査から、両地区は密接な関係でどこかの地区が変位すれば他の地区も連動して変位する状況であり、国・北海道等の関係機関と連携し地すべり対策を推進したいと考えております。